

壱岐市行財政改革大綱

持続性のある発展の礎となる壱岐の改革を目指して

平成16年11月

長崎県壱岐市

平成16年3月1日に、合併により壱岐市が誕生しました。合併という大きな手段を経た今、まさに「変革の時期」を迎えています。

本市が合併してよかったとなるためには、まちづくりの目標を明確にしたうえで、その達成に必要な体制を早急に整備していく必要があります。

このため、壱岐市行政改革推進委員会へ壱岐市の行財政改革について諮問し、同委員会からの答申を踏まえ、本大綱を策定いたしました。

この大綱は、壱岐市の行政経営に必要な改革の方向性を示すものであり、市民の皆様と市それぞれが、大綱の趣旨とまちづくりにおける役割を十分確認したうえで、自発的に改革に取り組んでいくことが求められます。

明日の壱岐市の飛躍的な発展に向けて、全市一丸となって行財政改革を積極的に進めてまいりましょう。

平成16年11月

壱岐市長 長 田 徹

目次

1	行財政改革を進める基本的な考え方	1
(1)	行財政改革の必要性	1
(2)	行財政改革大綱策定の趣旨	2
(3)	行財政改革の推進体制	3
(4)	行財政改革大綱の期間	3
2	行財政改革のテーマと基本方針	4
(1)	行財政改革のテーマ	4
(2)	行財政改革の基本方針	5
(3)	行財政改革の推進施策	7
3	推進施策	10
(1)	住民サービス向上のための事務事業等の見直し	10
(2)	時代のニーズに即応した組織・機構の見直し	12
(3)	定員管理の適性化、適切な人員配置と人事管理	14
(4)	計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発	16
(5)	行政の情報化等による行政サービスの向上	17
(6)	住民参画と公共施設の適切な設置・運営	18
(7)	財政の適切かつ健全な運営	19
4	資料	
	壱岐市の行財政改革について（中間答申）	23

1 行財政改革を進める基本的な考え方

(1) 行財政改革の必要性

平成16年3月1日に郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町が合併して、壱岐市が誕生し、旧四町が一つとなって壱岐の発展を担うことになった。

行政運営の改善や合理化については、合併時の事務事業の調整や合併後の行政運営の過程において、必要に応じて見直しを進めてきたところであり、組織・機構の整備についても、住民の利便性の確保を最重視して、多様化しつつあるニーズに対応し、効率的な組織・機構づくりに努めてきたところである。

しかしながら、わが国の財政は危機的状況にあるといわれており、更に自主財源の乏しい壱岐市がおかれている現状をふまえ、市が今後も各種の行政サービスを維持・向上していくためには、行政コストの削減と財源の効率的・効果的な運用が必要になっている。

一方で、現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を住民に身近な基礎自治体にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるように求めており、これからの自治体には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる行財政能力が強く求められている。また、権限の委譲により、事務量の増加や専門性が要求され、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制の整備と人材の育成・確保が一層必要になっている。

さらに、壱岐市においても、ボランティア組織や自発的な住民組織の活動が広がりをみせつつある。このような住民活動は、地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりにとって欠かせないものであり、合併後の新しい枠組みでの住民力の結集や住民と行政との協働体制の確立が求められるところとなっている。

こうした動向に的確に対応し、持続的な発展を遂げる壱岐市を築き上げていくことは、喫緊の重要な課題である。

(2) 行財政改革大綱策定の趣旨

本市においては、合併前から継承した問題、合併後の新市の規模に応じた適正な経常経費の実現という問題、新市建設計画及びそれに則った総合計画の実現を支援するための体制づくりの問題といった三つの次元での行財政改革上で問題が重なっており、これらの課題に対して、新たな視点での取り組みが必要になっている。

そこで、本大綱ではこれらの基本的な考え方を実現するために、“ 苓岐市民と行政の協働 ”、そして“ 経営手法の導入 ”という基本的な方針を掲げている。ここで、“ 苓岐市民と行政の協働 ”とは、市民と行政が苓岐市の発展という共通の目標を持って、相互に補完しながらそれを実現していく、という考え方であり、またこれによって「有効性」を実現していこうという考え方である。“ 経営手法の導入 ”とは、行政運営においても民間企業と同様に、スピード¹、顧客志向²、目標志向³、コスト意識⁴を徹底し、また競争原理⁵を導入していこうという考え方であり、これらの基準を定期的に点検できるシステムを構築し、その点検に応じて適時、行財政改革を図ることである。

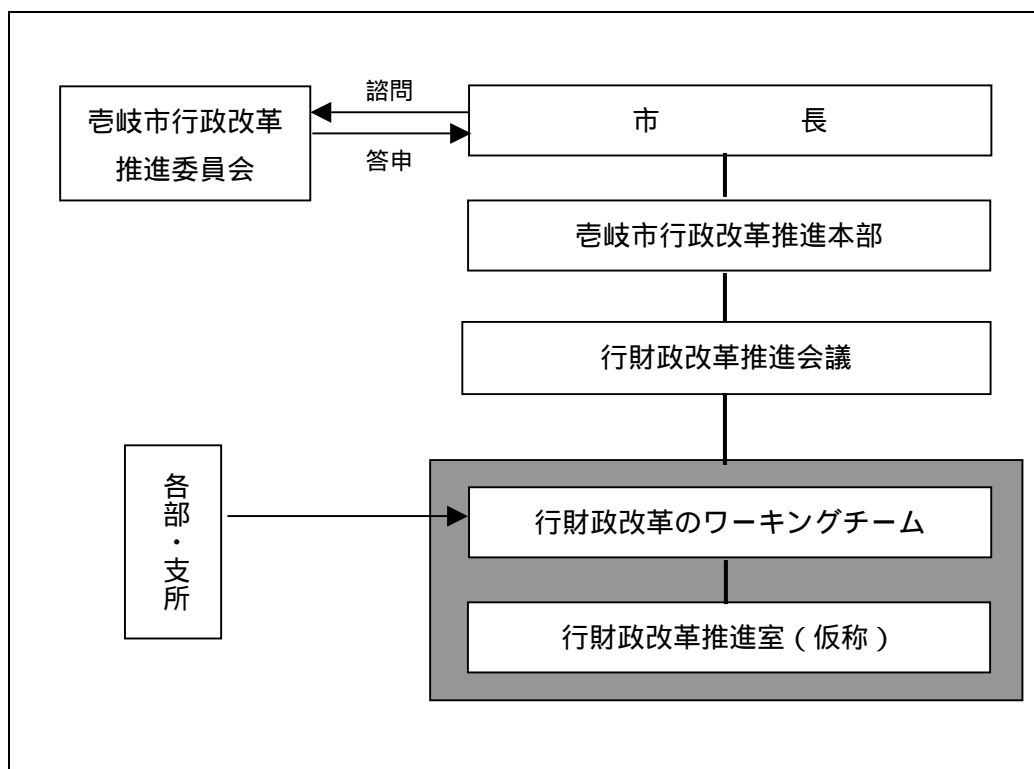
したがって、苓岐市においても、「新市建設計画」とそれに則った「総合計画」の着実な推進を図り、魅力あるまちづくりを進め、住民サービスの向上を図っていくためには、一層の行財政改革に取り組むことが肝要である。

さらに、地方分権の時代にふさわしい有効性・効率性・経済性⁶を追求した行政システムを確立するために、自律的・主体的に行政運営全般にわたる総点検を行い、明確な方針のもとに行財政改革を進めていくことが急務となっている。

本大綱は、「苓岐市行政改革推進委員会」の答申をふまえ、職員の創意を活かしつつ策定することを基本とし、市議会との連携を保ちながら、着実に推進するとともに、行財政改革によって得た財源を夢の実現に振り向けて、名実ともに、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、苓岐(いきいきアイランド)」を実現するための指針とする。

(3) 行財政改革の推進体制

行財政改革を積極的に推進するため、庁内に「吉岐市行政改革推進本部設置要綱」に基づく「吉岐市行政改革推進本部」及び市長をトップに各課長職以上からなる「行財政改革推進会議」、「行財政改革のワーキングチーム」を設置するとともに、有識者や各界の代表者からなる「吉岐市行政改革推進委員会」の答申を得て、行財政改革大綱を策定して、その実践を目指して行財政改革推進体制の整備を図る。なお、上記の会議の事務局及び大綱・実施計画の進行管理を所管する部署として行財政改革推進室（仮称）を設置する。



(4) 行財政改革大綱の期間

この大綱は、平成16年度から平成20年度の5年間を対象とし、その間に改革に着手又は実行していくものとする。

2 行財政改革のテーマと基本方針

(1) 行財政改革のテーマ

多様な行政需要に的確に対応し、活力にみちた魅力ある壱岐市を築き上げていくため、「新市建設計画」及び「壱岐市総合計画」の推進を基本におき、住民の活動の活発化、職員の創意ある活発な行政事務への取り組みの確保を目指して、今回の行財政改革を新市の持続的な発展の基礎となるものにとらえ、そのメインテーマを、

持続性のある発展の礎となる壱岐の改革

と定める。

「持続性のある発展の礎となる壱岐の改革」をテーマに据える基本的な考え方は、以下の通りである。

住民参画を基本に、「自ら関わり、ともに創る自然の島づくり」を推進すること。

この考え方を力強く押し進め、持続性のある発展を遂げる壱岐市を実現する基礎に今回の行財政改革を位置付けること。

職員一人ひとりがその能力を向上させ、住民主権、地域主権のまちづくりを支える行政各部門の専門家となっていくこと。

(2) 行財政改革の基本方針

行財政改革を進める基本方針を次のように定め、総合的かつ計画的に行財政運営を推進していくものとする。

行財政をとりまく環境の変化への対応

わが国経済の長期的低迷が続き、本市をとりまく社会経済情勢も大きく変化している。さらには、少子高齢化や過疎化の進展など、一面では、財政面のみならず、島の活力そのものに影響を及ぼしかねない状況がある。この中で多様化する住民ニーズと地方分権の推進に的確に対応していくためには、行財政運営の効率化と効果的な住民サービスの提供が課題となり、これに適切に対処しつつ、自主的・自律的な行財政運営ができるよう体制の整備に努めるとともに、市自らの責任を自覚した行政システムの確立に努める。

行政運営の総合化・簡素化・効率化

行政需要への的確な対応のためには、各種施策の一体化、総合化が一層重要であるため、行政各部門の中での調整機能の強化充実と、これをふまえた行政全般にわたる総合的な調整機能の確立を図る。

また、NPM(ニューパブリックマネージメントー新公共経営)の手法を導入して、“スピード”“顧客志向”“目標志向”“コスト意識”の徹底を図り、競争原理の導入により、最小の経費で最大の効果を上げる視点に立脚して、総職員数の抑制や簡素で効率的な組織・機構の実現、事務事業の整理・合理化等による行政のスリム化を進めるとともに、情報化の推進等による住民サービスの向上に努める。

職員の意識改革と能力の開発

住民のニーズや新しい行政課題に的確に対応するため、職員の意識改革を図るとともに、一人ひとりの資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成に努める。

市民のまちづくり意識の醸成

行財政改革の成果を上げていくためには、行政内部だけの努力にとどまらず、

市民の自発的・積極的な行政各分野への参画が必要である。また、個人・団体等の地域社会における役割を認識し、市民・行政等がそれぞれの役割分担のもとに協働して魅力と活気あるまちづくりを進める。さらに、行政が自ら人権の尊重、擁護及び意識の高揚を図り、住民自治の確保に努める。

「壹岐はみんなの宝島」の形成

恵まれた自然と歴史・文化を大切にし、居住環境の整備をさらに進めるとともに、豊かさやうるおいを実感できるまちづくり、壹岐に住むことに誇りを持てるまちづくり、いつまでも住み続けたいまちづくりを目指す。

(3) 行財政改革の推進施策

行財政改革のテーマ、基本方針に基づき、行財政改革の推進施策を次の7つに設定し、この推進施策に沿って行財政改革を進めるものとする。

〔推進施策〕 1 住民サービス向上のための事務事業等の見直し

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくためには、事務事業について不断の見直しを進め、緊急度の高いものを選別し、効率的な事業の実施を図る。また、住民サービス向上の観点から事務手続きの簡素、効率化を進める。

〔推進施策〕 2 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応した組織・機構を編成していかなければならない。このため、組織・機構全般の総点検を行い、今後進めるべきまちづくりの方向に合致した、簡素で機能的な組織・機構づくりを行う。

〔推進施策〕 3 定員管理の適性化、適切な人員配置と人事管理

住民ニーズの高度化、多様化に伴って増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応するために、適正な定員管理を一層推進する。また、各部・支所・課・係の適切な人員配置に努めるとともに、公平な人事システムの確立を図る。

〔推進施策〕 4 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発

住民の負託に応え、その使命を全うしていくために、行政運営について新公共経営の手法を導入しながら、より一層の工夫をしていくとともに、時代の変化に対応する人材の育成、職員の能力開発を推進する。

〔推進施策〕 5 行政の情報化等による行政サービスの向上

行政の効率化や住民に対する行政サービスの向上を図るため、高度情報通信技術の進展に対応して、行政の情報化を進める。なお、その際、住民サービスの向上、コストの低減につながるものを厳選していく。

〔推進施策〕 6 住民参画と公共施設の適切な設置・運営

住民参画のもとでまちづくりが効果的に推進されるよう、行財政の効率化はもとより、住民の英知とエネルギーを結集しながら、住民同士が協力し、行政と協働した新しいまちづくりシステムの確立を図る。また、効率的・効果的な施設の設置及び運営に努める。

〔推進施策〕 7 財政の適切かつ健全な運営

新市の規模に応じた適正な経常経費の水準での行財政運営が実現される必要がある。このため消費的経費の全般的な見直しを行うとともに、新公共経営の視点のもとに財政の適切かつ健全な運営を進める。

基本方針

メインテーマ

推進施策

基本方針 1

行財政をとりまく環境の変化への対応

基本方針 2

行政運営の総合化・簡素化・効率化

基本方針 3

職員の意識改革と能力の開発

基本方針 4

市民のまちづくり意識の醸成

基本方針 5

「吉岐はみんなの宝島」の形成

持続性のある発展の礎となる
吉岐の改革

推進施策 1

住民サービスの向上のための事務事業等の見直し

推進施策 2

時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

推進施策 3

定員管理の適性化、適切な人員配置と人事管理

推進施策 4

計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発

推進施策 5

行政の情報化等による行政サービスの向上

推進施策 6

住民参画と公共施設の適切な設置・運営

推進施策 7

財政の適切かつ健全な運営

3 推進施策

(1) 住民サービス向上のための事務事業等の見直し

推進重点事項

事務事業の整理・合理化

複雑多様化する住民ニーズや新たな行政課題を的確に把握し、「新市建設計画」及び「壱岐市総合計画」に基づき施策の適時・適切な選択を図るとともに、地域発展の波及効果を引き出すための普通建設事業の活用を図る。

行政の果たすべき役割を認識し、受益と負担の公平性の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理・合理化を図る。

市主催・市助成行事の総点検を行い、今後も市が引続き関わるべきか整理する。

「事務事業評価システム⁸」の導入によって、政策体系の形成を図り、有効性・効率性・経済性の視点から、総合計画の評価・点検を行うとともに、達成基準や達成度を示して、この公表も行い、住民満足度の向上及び目標志向・市民志向の体制づくりに役立つように努める。

時代の要請に合致しなくなったもの、実効性、効果の乏しい事務事業については、事務事業評価に基づいて思いきって廃止する。

行政改革推進本部の活動を定期的にし、所掌事務の見直しをして、事務処理の効率化・迅速化を図る。

職員の提案制度を設け、その採用等については行政改革推進本部が決定する。

生活排水処理基本計画の確立により、公共下水道事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業等地域の実情に合った事業を選択して、事業費の効率化を図る。

選挙の投票時間について、島の実体に合った時間に短縮の方向で変更を検討する。

選挙の投票区について、期日前投票制度をふまえ整理・総合を検討する。

行政手続きの公平の確保・透明性の向上

行政の公平性、透明性を確保する観点から、行政手続き制度の適正な運用を図るとともに、許認可等の事務手続き全体について洗い出しを行い、手続きの簡素化等を推進する。

行財政の内容や課題について、行政コスト計算書⁹やバランスシート¹⁰等の活用により的確に把握するとともに、積極的でわかりやすい情報開示に努める。

担当職員の「出前講座」により、職員の生の声で行政情報を提供するとともに、市の課題を市民と共有化して、課題解決に努める。

民間委託の導入

事務事業について、民間に委託することが適当なものについては、行政責任の確保、住民サービスの向上、さらに、個人情報保護の観点に留意しつつ、実施していくものとする。なお、委託業務内容の検証を行い安易な委託は行わない。

委託できる業務について民間委託を研究し、委託が適当と結論づけられるものは民間委託を進める。

また、指定管理者制度の活用を図る。

(2) 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

推進重点事項

組織・機構の整備

新たな行政課題や多様な住民ニーズに即応し、社会経済情勢の変化に対応した行政サービスが展開できるよう、時々において組織・機構の見直しを行い、組織の活性化と効率的運営に努める。さらに、今後も合併の経緯をふまえながら、スクラップ・アンド・ビルド¹¹を原則としつつ簡素で効率的な組織・機構の整備を行う。

新庁舎に行政機能を集約し、本庁と支所の役割分担(相談窓口の一本化)を明確にして、市民にわかりやすい、利用しやすい体制を整える。また、新庁舎の確保までは、効率的に分庁方式を活用する。

各庁舎に申請、届出、各種証明、納税、相談等を総合窓口化して、住民の利便性を確保することに努める。

各支所に、自治意識の醸成、自治を担う人材育成、市民と行政の協働の視点から、コミュニティ活動をはじめ、教育、福祉、産業、環境、生活等の分野の住民活動、ボランティア活動、NPOの活動等に横断的に対応・支援できる機能を確保する。

出張所について、支所機能の強化を図り、その発展的解消を目指す。

新病院建設を契機に、市内医療ネットワーク確立の視点から、診療所について、利用者の利便性にも配慮しながら、そのあり方について検討する。

消防団について組織の一元化・早期統合を図る。

小・中学校については、児童・生徒数の推移や地域との関わりを見極めながら、統合も検討に含めて、その将来的なあり方について研究を進める。

保育所・幼稚園については、園児数の推移や地域との関わりを見極めながら、その将来的なあり方について研究を進める。

ゴミ、し尿の処理施設については、全市的な活用を図る観点から、旧町の枠組みを超えた活用ができるよう処理計画を見直す。

市有地のうち利用計画のない遊休地については、売却等の処分を検討する。

市施設のうち老朽が著しく、利用が少ないものは、払下げ又は解体処分を図る。

外郭団体の活用推進

外郭団体は、増大する業務形態の特殊性に即応するため、行政の補完的な組織として住民サービスやまちづくりに重要な役割を果たしているが、より効果的、効率的な事業執行ができるようその独立した運営に努める。また、同種の組織は統合を図る。

民間活力の導入のための調査・研究、公営施設の維持管理あるいは行政サービスの委託（指定管理者制度の活用）、コミュニティビジネス¹²の創出等を推進するため、外部の専門的知識を積極的に活用する。

(3) 定員管理の適性化、適切な人員配置と人事管理

推進重点事項

人事システムの確立

職員のモラル¹³の向上と意識改革に努め、公正で客観的な人事システムの確立を図る。

適材適所の人事配置のための管理職昇任試験制度・降任希望制度・自己申告制度の導入を図る。

定員の適性化

職員定数については、本市の場合、合併直後の特殊性から、類似団体の指数と比較して、職員が多いという状況があり、合理的な組織・機構の編成と、事務事業の全般にわたる行政関与の必要性、住民相互の行政サービスの負担と公平確保及び行政効率等を検討し、定員適性化計画を定めて、退職者を補充するための新規採用の抑制を図り、定員の適性化を着実に推進する。

適切な人員配置

各所管への人員配置については、事務事業の多寡を見定めながら、適切な職員配置を進める。また、新たな行政需要に対しては、職員の配置転換により対処する。

職員の旧町意識を払拭して市全体の均衡ある発展を実現するため、旧四町を越えて市全域にわたる人事異動を図る。

給与水準の適性化

本市の人件費については、職員の努力と協力を得ながら、適正な水準の維持に努めてきたところである。

職員の給与は、職務と責任に応じるものでなければならない。

したがって、給与決定の基本原則の趣旨に則り、国に準じた給与制度の適正な運用と調整、各種手当の適正化を図る。

嘱託、臨時職員の活用

嘱託職員の雇用にあたっては、専門的分野を中心として活用することとし、安易に増員することがないように努める。また、人材派遣会社の活用を検討する。

臨時職員の雇用にあたっては、あくまで臨時的業務に限定し、経常的な雇用にならないように努める。

(4) 計画的・効率的な行政運営と職員的能力開発

推進重点事項

行政運営プロセスの改善

公務能率の向上を目指し、より少ない職員数でより大きな効果を上げる手法として、「目標による管理」、「提案制度」、「自主研究活動」の導入を進める。

専門職の確保と育成

保健福祉、建設、土木、環境保全等の分野での専門職の確保に取り組むと同時に、いくつかの分野にわたって知識、経験を有する複合専門型職員の育成に努める。

人材育成計画に基づく職員研修の推進

人材育成計画に基づき人材育成を進めるとともに、派遣研修、人づくり研修、階層別研修等を拡充し、これらを体系化することによって計画的な人材育成と効率的な研修を実施する。

他の地方公共団体等との人事交流の推進

職員の資質、専門的技術の向上を図るため、長崎県をはじめとする他の地方公共団体との人事交流を進める。また、接遇研修の一貫として民間への派遣研修等に積極的に取り組む。

計画的なジョブ・ローテーション¹⁴の確立

計画的なジョブ・ローテーションを推進し、職員の融和と人材の育成を図る。

(5) 行政の情報化等による行政サービスの向上

推進重点事項

情報化の推進とIT¹⁵の活用

事務処理の迅速化を図るため、ITの活用による必要な事務処理システムの導入を図る。そのため、全職員を対象とした処理能力を養成する研修体制を整備する。

庁舎間の情報通信機能の整備を目指して情報化推進計画を策定する。

情報化の推進にあたっては、住民サービスの向上につながるもの、コストの低減につながるものについて厳選し、安易に経費の増大を招くことのないように心がける。

窓口サービスの向上

窓口サービスの向上のため、各種証明、申請、届け出等について、支所における一元的な対応が可能なように情報化を推進していく。

(6) 住民参画と公共施設の適切な設置・運営

推進重点事項

住民参画の促進

魅力あふれる「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、吉岐(いきいきアイランド)」の形成のためには、行政内部だけの努力にとどまらず、住民が一体となってこれから目指そうとするまちづくりの方向を理解し合うとともに、それぞれが役割分担を認識し、協働してまちづくりにあたるような方策が必要である。そこで、住民懇談会の開催のほか、地域審議会の活用を図るなど、住民参画の推進に努める。また、住民と協働して吉岐島の振興を図るため、部署を超えた政策研究活動の場を確保する。

市民と行政の協働を進めるために、あらゆる媒体を活用した情報の公開に努める。

広報広聴機能の充実を図るとともに、あらゆる機会を通じて住民参画を進めることを基本にし、計画策定時等はパブリックコメント¹⁶制度を導入して、住民参画の促進を図る。

自治意識の向上、自治を担う人材育成・市民と行政の協働(効果的な支援づくり)という視点から、コミュニティ機能の拡充に向けてコミュニティ行政の見直しを行う。

各種審議会の委員に女性の登用を進めるとともに、女性の社会参画を促進する。

公共施設の適切な設置・運営

新庁舎の建設を計画的・長期的視点で進め、その建設・運営にあたっては、住民に親しめるものとし、住民活動の拠点となるようにしていく。

公共施設が障害者や高齢者に利用しやすいものにするため、公共施設等のバリアフリー¹⁷化・ユニバーサルデザインの導入¹⁸に努める。

施設の管理・運営にあたっては、市の適正な管理・監督のもとに指定管理者制度の活用を図るとともに、地域や地区の施設については、住民管理がさらに進む方策を探っていく。

(7) 財政の適切かつ健全な運営

推進重点事項

新市の規模に応じた経常経費の実現

経常経費の抑制のため、消費的経費（人件費、委託料を含む物件費、補助金を含む補助費等、扶助費、維持補修費）の全般的な見直しを行う。

過剰な累積債務の回避

合併事業の推進にあたって、公債費負担比率の抑制の視点で事業を選択する。

補助金等の整理・合理化

補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査し、整理・合理化を図る一方、市民との協働の促進策としての戦略性を持たせて規定を見直すとともに、補助金を交付する団体の活動状況をよく把握し事業効果の追跡調査を行うなど、効果的な制度の運用を図る。

補助の目的が十分に機能するように、被補助者等との協議を進め、その目的を勘案して終期を設定する。

使用料及び手数料等の見直し

負担の公平性を確保する観点から、類似の自治体との均衡を考慮し、料金改定の検討を行う。

市税をはじめ、保険料、使用料等の徴収率の向上に努める。また、徴収費の水準について効率性・経済性の観点からその抑制を検討する。

税の前納報奨制度について廃止も含めた見直しを検討し、納税報奨金制度についても見直しを検討する。

吉岐の魅力の維持・発現のため、受益者負担、原因者負担の観点から、新たな財源を確保するための研究に着手する。

部単位の経営責任

組織機構のスリム化、調整を図る際の担当部署の明確化、行政対応の迅速化の視点から、部を組織内での経営単位とした制度を研究し、その構築を目指す。

歳出予算の編成にあっては、部を中心とした一般財源ベースでの配分と自主的な歳出予算の編成を一定枠内において付与する。

特別会計のあり方の検討

特別会計について、統合・整理も含めて、そのあり方を検討する。

<p>岐阜市の行財政改革について（中間答申）</p>	
前文	
財政運営の健全化	
新市の規模に応じた経常経費の実現	
補助金の規程の見直し	
過剰な累積債務の回避	
普通建設事業の効果的な実施	
<ol style="list-style-type: none"> 波及効果を引き出すための政策の連携 累積債務とその財政硬直化の程度の情報開示 	
自主財源の確保	
<ol style="list-style-type: none"> 徴収率の向上 新たな財源の研究 	
市民と行政の関係	
新庁舎の在り方	
地域拠点の支援	
<ol style="list-style-type: none"> 旧四町役場の活用 コミュニティ行政の見直し 	
市民と行政の協働 - 市民参加の促進 -	
<ol style="list-style-type: none"> 市民参加の促進 マスタープラン地域計画の策定段階からの市民の参画 参加を促す補助金政策の実施 NPOまちづくり団体の支援 	
経営手法導入に向けた外部の専門的知識の活用 情報の共有化	
<ol style="list-style-type: none"> 積極的な情報公開 担当職員による出前講座 ITの活用 	
行政体制	
目標志向・市民志向の体制づくり	
<ol style="list-style-type: none"> 目標達成の点検と報告 政策体系づくり 機動的な行政対応 	
人材育成	
<ol style="list-style-type: none"> 人事システムの確立 旧四町を超えた広域的な人事異動 協働の担い手の育成 	
研修・政策提言制度	
<ol style="list-style-type: none"> 専門職養成研修の強化 岐阜振興プロジェクト政策グループ（仮称）支援 	
公共施設の有効活用	
行政組織	
<ol style="list-style-type: none"> 行財政改革推進会議（仮称）及び行財政改革推進室（仮称）の設置 市民参加促進を担当する庁内横断的な部署の設置 	
行政コスト計算書・バランスシートの導入	
一般財源連結型の予算編成	
部単位の経営責任	

<p>岐阜市行財政改革大綱</p>	
前文	
(1) 住民サービス向上のための事務事業等の見直し	
事務事業の整理・合理化	
行政手続の公平の確保・透明性の向上	
民間委託の導入	
(2) 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し	
組織・機構の整備	
外郭団体の活用推進	
(3) 定員管理の適正化、適切な人員配置と人事管理	
人事システムの確立	
定員の適正化	
適切な人員配置	
給与水準の適正化	
嘱託、臨時職員の活用	
(4) 計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発	
行政運営プロセスの改善	
専門職の確保と育成	
人材育成計画の策定と職員研修の推進	
他の地方公共団体等との人事交流の推進	
計画的なジョブ・ローテーションの確立	
(5) 行政の情報化等による行政サービスの向上	
情報化の推進とITの活用	
窓口サービスの向上	
(6) 住民参画と公共施設の適切な設置・運営	
住民参画の促進	
公共施設の適切な設置・運営	
(7) 財政の適切かつ健全な運営	
新市の規模に応じた経常経費の実現	
過剰な累積債務の回避	
補助金等の整理・合理化	
使用料及び手数料等の見直し	
部単位の経営責任	
特別会計のあり方の検討	

用語解説

- ¹ スピード： 各岐内外の環境変化への適切な対応、市民対応における迅速化、事務事業プロセスのリードタイムの短縮（リードタイムとは、本来は民間でいう発注から納品までの時間・日数を意味する。ここでは、行政の業務上の全プロセスを把握・分析し、個々のプロセスを省略あるいは他と統合することで業務処理に要する時間・日数を短縮することを意味し、事例として稟議制の弊害の排除等が挙げられる）。
- ² 顧客志向： 個々の業務・政策が最終的に市民欲求をどれだけ満たすことができるか、ということに職員全体で取り組める体制を執ること。
- ³ 目標志向： 限られた財源を、優先度を着けた目標の達成に動員して、その達成度に応じて成果を図ること。
- ⁴ コスト意識： 効率性と経済性を担保した仕組みの中で、行政サービスの質を維持・向上すること。
- ⁵ 競争原理： 各岐市の行政運営において他の自治体と競い合うことによって、また各岐市民のニーズの充足において行政が民間と競い合うことによって、さらに個々の職員にあっても能力主義・業績主義の下に競い合うことによって、行政の効率化、行政サービスの向上を迫ること。
- ⁶ 有効性： 市民欲求の充足あるいは政策目標の達成。
効率性： 一定の経費で、成果を最大限に引き出すこと。
経済性： 一定の成果を上げるために、経費を抑制すること。
- ⁷ NPM（ニューパブリックマネージメント＝新公共経営）：
民間企業における経営理念や経営手法を可能な限り行政に持ち込み、行政の効率化かつ効果的な運営を図る手法。顧客主義の発想のもとで、業績評価や市場メカニズムの考え方を導入し、業務のスリム化を図るなど、行政自体が民間企業と同じ土俵に立つことにより、厳しい財政事情の中で行政の基盤強化を図る。
- ⁸ 事務事業評価システム：
公共性、必要性、妥当性等を踏まえ、指標を用いて事業の進捗状況や成果を評価することにより、PLAN（計画）DO（実践）SEE（評価）と循環する行政サイクルの中で、各事務事業の現状を認識し、課題や解決策を検討するなど、効果的で効率的な行政運営を目指すシステム。
- ⁹ 行政コスト計算書： 市の財政に係る説明責任の充実と透明性の向上の観点から、業務運営に伴う市民の負担を明らかにすることを目的として作成するもの。
- ¹⁰ バランスシート： これまで形成してきた資産とそのために使われた財源を対比したもので、資産と負債といったストックの面から財政状況を明らかにするもの。
- ¹¹ スクラップ・アンド・ビルド：
古い組織や制度の解体・廃棄と、新しい組織や制度の建設を同時に行うこと。
- ¹² コミュニティビジネス：
地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。
- ¹³ モラール： 士気。
- ¹⁴ ジョブ・ローテーション：
職務を一定期間ごとに変えさせること。人材育成の観点と仕事のマンネリ化の打破を目的とするもの。
- ¹⁵ IT： Information Technology の略で、情報技術のこと。
- ¹⁶ パブリックコメント：
行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
- ¹⁷ バリアフリー：
障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
- ¹⁸ ユニバーサルデザイン：
障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

壹岐市行財政改革大綱

平成16年11月

発行：壹岐市総務部合併プロジェクト室